

日米安保条約の強化と朝日新聞

—社説にみる日本防衛論(4)—

水野均

1 問題の所在

『朝日新聞』（以下、『朝日』とも略す）が日米安保条約（以下、安保条約とも略す）にどのような姿勢で臨んできたか。この疑問に対して筆者は既に、日米安保条約の締結（1951年）から沖縄の日本への返還（1972年）に伴う安保条約の沖縄への適用問題に至る期間に焦点を当て、当時『朝日』の発表した社説に基づいて検討を試みた。そして『朝日』はその間、①日米安保条約に対して一種の「条件付き容認論」を日本政府に働きかけると同時に日本国民の世論を啓発したものの、②「安保条約を容認するための条件」は十分に達成されないまま安保条約が続いた、という一応の結論に達している⁽¹⁾。

こうした『朝日』の姿勢はその後も続いたのであろうか。そして『朝日』の主張する「安保条約を容認するための条件」は果たして満たされてきたのであろうか。

以上の疑問に回答を見出すため、今回は沖縄返還の実現後から1990年に至る期間内での日米安保条約をめぐる動きに対して『朝日』の展開した主張を、引き続き同

(1) 拙稿「日米安保条約の締結と朝日新聞—社説にみる日本防衛論」「千葉商大論叢第41巻第3号」2003年、67-87頁。同「日米安保条約の改定と朝日新聞—続・社説にみる日本防衛論」「千葉商大紀要第41巻第1号」2004年、21-41頁。同「日米安保条約の延長と朝日新聞—社説にみる日本防衛論(3)」「千葉商大紀要第42巻第3号」2004年、273-294頁。

紙の社説を基に検討したい。

2 ベトナム戦争をめぐる安保条約の運用と『朝日』

1972年4月8日、山口県岩国市の米軍基地から、米海兵隊に所属する戦闘機が戦争の続く南ベトナムに派遣された⁽²⁾。これについて日本政府は同日夜、「日米安保条約にいう事前協議の対象とされるのは、日本国内にある米軍基地から直接作戦行動に移る場合に限られており、今回の場合は、米軍部隊が（南ベトナムの）ダナンに移駐した後に、戦闘作戦行動の指令を受けるとすれば、事前協議の対象とならない」という見解を表明した⁽³⁾。

続いて同年5月、神奈川県の相模原市にある米陸軍の補給廠で、ベトナム戦争で破損した米軍の戦車に加えて南ベトナム軍の軍用車両の修理を行っていたことが明るみになった⁽⁴⁾。これが野党や報道機関の間で問題視されると外務省側は、「破損した南ベトナム軍の車両は米軍が引き取って修理することとなっており，在日米軍基地にベトナムから持ち込まれた軍用車両は全て米軍に所属するものであるから、安保条約上、日本が干渉する筋合いはない」と、特別の措置を取ろうとはしなかった⁽⁵⁾。またこの時期、日本に復帰した沖縄の米軍基地からは、米空軍がベトナムの戦地に向けて出撃を繰り返していた。

こうした経緯を『朝日』は、「事前協議制度は、日本が自己の意思に反して米国が関与する極東の戦闘に巻き込まれないための“歯止め”として設けられたはずであり，在日米軍を急ぎベトナム戦争の増援部隊として投入した米国側の態度自体に、直ちに異議を申し立てるといった自主的な外交姿勢の保持が，“歯止め”をさびつかせないための前提である」（同年4月12日付の社説「安保の『事前協議制』を洗い直せ」），「ベトナム戦争に際して現状のような対米便宜供与を続けると，在日米軍の行動権を際限なく広げる可能性があるゆえ、安保条約の運用について、根本的に洗い直し、その解釈を厳格化する努力を国会に期待したい」（同年5月11日付の社説「安保条約の運用に厳密な解釈を」），「米軍が日本の基地を経由してベトナム

(2)(3) 『朝日新聞』1972年4月9日。

(4)(5) 同上，1972年5月4日。

に出撃する状況下において、事前協議で日本が『イエス』と言えば、それは日本が明確にベトナム戦争に加担することを意味する」(同年5月25日付の社説「事前協議運用への疑問」と、日本政府の対応を批判した。しかしそれらの社説は、本来定義の曖昧な「極東」の範囲を具体的に定義し直すというような提案を示すこともなく、日本政府の対応への有効な歯止めとはならなかった。

3 安保条約をめぐる日中関係と『朝日』

一方で同年2月、米国のニクソン大統領が中国を訪問したのに続き、日本の田中角栄・首相も中国への訪問を決定した。訪中前に行われる田中とニクソンとの首脳会談に先立ち、『朝日』は同年8月31日、「新しいアジアを開く日米会談を」と題する社説を掲げた。そこでは、「日中國交正常化は、日米安保条約が主たる目的としていた中国との軍事対決の可能性をなくすばかりでなく、日中間に不戦宣言を行うことでもある。」ゆえに、「仮に安保条約の堅持が、米国と台湾、韓国などとの間に存続する相互防衛の軍事的約束を支えるという意味とすれば、それは正常化に逆行する内容と言わねばならない。」として、「田中首相は、日中國交正常化こそ、勢力均衡以上に安定した平和の基礎であることを堂々と主張し、安保条約が中国や北朝鮮に対して発動されるものでないことを明らかにしてもらいたい。」と、安保条約と日中間の国交を両立し得るようにと、日本政府に要求していた。

そして同年9月1日、田中首相はハワイでニクソン大統領と首脳会談を行い、共同声明を発表した。そこでは、「日米安保条約を維持するとの日米両国政府の意図を再確認する」と記したもの、1969年11月における佐藤・ニクソン間の共同声明に示された「韓国・台湾の安全と日本の安全の一体性」には論及がなかった⁽⁶⁾。この声明について、米国務省のジョンソン次官は「台湾における日米の相互安全保障上の利益を含んでいる」と説明した⁽⁷⁾が、田中首相は会談後の記者会見で、「今や極東の情勢は変化しており、台湾海峡やその他の場所で安全保障上懸念すべきことは起こらない」と述べていた⁽⁸⁾。そして『朝日』は、同月3日付の社説「日米新時

(6) 細谷千博他編『日米関係資料集1945-97』東京大学出版会、1999年、870-872頁。

(7)(8) 『朝日新聞』1972年9月2日。

代と安保体制の流動化」でこの共同声明に触れ、「田中内閣が、少なくとも自主的な外交選択の手をみずから縛らなかったもの」であり、「中国を主たる対象としてきた日米安保体制」の「軍事的性格を弱める最初の着手が、いま始まろうとしている」と、肯定的に評価していた。

「日米安保条約によって日本の安全を維持しつつも、この条約の存在が日本の推進する対アジア外交の障害とならないように配慮する」という点で、『朝日』と日本政府は、結果として共同歩調を取っていた。同月25日、田中は日本の首相として戦後初めて中国を訪問し、日中両国間の国交が回復することとなった。

当時の北京政府は、日中間の国交正常化に伴って、1969年11月の佐藤・ニクソン声明における「『台湾地域における平和と安全の維持』が日本の安全にとって極めて重要な要素である」という条項が外されることを条件に、日米安保条約への容認に踏み切っていた⁽⁹⁾。「自国を戦争に巻き込みたくない」という点では、中国側も『朝日』も現実的な思惑を抱いていたのである。

4 安保条約の新段階と『朝日』

さらに1974年10月6日、米国海軍のラロック元少将が米国議会の公聴会で、「核兵器を搭載した米軍の艦船が日本に寄港する際、核兵器を撤去することはあり得ない」⁽¹⁰⁾と証言した（ラロック証言）。これは、日米安保条約に基づく「事前協議」制度の下で、「米軍による日本への核兵器の持ち込みはあり得ない」としていた日本政府の見解と矛盾するものであった。ラロック証言が日本に伝えられた直後、田中内閣の木村俊夫・外相は記者会見で、「日米安保条約に基づく（核兵器の日本への持ち込みに関する）事前協議がない以上、日本に核は持ち込まれていないと確信している」と述べたが、日本への核兵器の持ち込みを明確に否定する証拠を一切示すことはなかった⁽¹¹⁾。

こうした事態の中で『朝日』は、同月19日、「『核』不信の解消に務めよ」と題

(9) 石井明「アジア地域での信頼醸成を」『朝日新聞』1997年9月4日。佐藤・ニクソン声明については、前掲「日米安保条約の延長と朝日新聞」を参照。

(10)(11) 『朝日新聞』1974年10月7日。

する社説で、「非核三原則」が「核問題に関する日本最高の基本政策である」と指摘する一方、日本は「日米安保条約により米国の核のカサの下に」あり、「核のカサと非核三原則との矛盾、といわれる問題を抱えて」いるが、「だからといって、政府がこの間のツジツマ合わせに終始していくには、政府へはもとより、日米関係の現状に対しても国民への不信を深めるばかりではないか。」と疑問を投げかけた上で、「核のカサに対する依存度を減らしていく努力が、いま（日本）政府に求められている。」と主張していた。「非核三原則」の実態に不満を表明する一方で、「核のカサに対する依存度を減らしていく努力」と、米軍の核抑止力を全面的に否定するとは言い切れない表現を用いるあたりには、『朝日』が「事前協議」制度の厳密な運用を求める際の限界が示されていた。

しかし1973年のパリ和平会談の結果、米国はベトナム戦争から撤退し、1975年4月に南ベトナムの首都サイゴンが陥落して北ベトナムによるベトナムの統一が実現した。このように時代が移り変わる中で、日米安保条約もまた新たな動きを示していくこととなった。同月、日本の国会では、「日米両国が太平洋海域を分担して防衛する計画を進めているのではないか」という疑惑が提起された⁽¹²⁾。これに対して防衛庁長官の坂田道太は、「日本側に（防衛）海域を分担するという考えはないが、自衛隊と米国海軍との間で機能別の分担を行いたい」と答弁した⁽¹³⁾。さらに坂田は同年6月3日、衆議院の内閣委員会で、「安保条約の運用に関する日米の機能分担や、米国による対日支援の具体的な範囲等について検討したい」と述べるなど、安保条約に基づく日米防衛協力の強化を公言するようになっていた⁽¹⁴⁾。

こうした中で『朝日』は、既に同年6月9日付の社説「国会の安全保障論議が残したもの」で、「万一、朝鮮半島で紛争が起こった場合、在日米軍基地が直接、『戦闘作戦行動』の基地として使われる公算が大きいだけに、事前協議の厳守について、さらに政府の姿勢をただすべきである」と指摘していた。興味深いことに、三木武夫・首相も同時期、国会で「韓国における有事の際、在日米軍基地から米軍が直接出撃することに米国側から事前協議を求められた場合には、イエスもあればノーも

(12)(13) 第75回国会参議院予算委員会議録第20号（1975年4月1日），39頁。

(14) 第75回国会衆議院内閣委員会議録第21号（1975年6月3日），25頁。

ある」との答弁を行っていた⁽¹⁵⁾。これは、「事前協議」制度では日本側に拒否権が明確に認められていないという制約の下で、「在日米軍基地の自由使用問題に慎重な姿勢で対処する」という見解の表明に他ならなかった。この点に示されるとおり、日本政府側も『朝日』と同様に、日本が武力紛争に直接関与するような事態を回避しようとしていた。

そして同年8月7日、三木首相はワシントンを訪れてフォード米国大統領と会談し、「韓国の安全が朝鮮半島における平和の維持に直結し、朝鮮半島における平和の維持が日本及び東アジアの安全にとって必要であるゆえ、日米安保条約を引き続き維持する」という内容を含む共同声明を発表した⁽¹⁶⁾。さらに同月末、米国のシュレジンジャー国防長官は来日して坂田防衛庁長官と会談し、両者は「北朝鮮の軍事力は極東における脅威である」という認識で一致し、米国側は在韓米軍の長期駐留を表明する一方で、日本側は在日米軍基地の安定的な使用を米国側に保障した⁽¹⁷⁾。またこの席でシュレジンジャーは、有事に際しての在日米軍基地の使用について、「米軍の戦闘作戦行動には『事前協議』が必要だが、兵站支援には関係ない」と語っていた⁽¹⁸⁾。これは1960年6月に、米国政府の内部で作成された対日政策の基本方針と同一の内容であった⁽¹⁹⁾。

ベトナムから撤退した後の米国は、アジア方面における新たな軍事戦略上の重要な拠点として日本及び韓国との同盟関係の強化を目指しており、その過程で上記のような日米間の共同防衛体制の緊密化と在日米軍基地の機能強化を強く要求することとなった。翌1976年1月、米国防総省の発表した年次報告には、「日本との緊密な安全保障上のつながりを保持することは、東アジアにおける米国の防衛政策のカギとなる」として、アジア地域の安全保障に対する日米協力の重要性を強調する内容が盛り込まれていた⁽²⁰⁾。

(15) 第75回国会衆議院予算委員会議録第23号（1975年6月9日）、17頁。

(16) 前掲書『日米関係資料集』898－900頁。

(17)(18) 『朝日新聞』1975年8月30日。

(19) 対日政策の基本方針については、前掲「日米安保条約の改定と朝日新聞」を参照。

(20) 『朝日新聞』1976年1月28日。

5 安保条約に対する世論・野党の動向と『朝日』

一方、1970年代に入ると、日本の野党も安保条約に対する政策を微妙に転換しつつあった。

まず公明党は1975年の10月に党大会を開き、「日米安保条約の廃棄が日米間に新しい緊張や対立を招くような事態は避けるべきであり、そのために、廃棄の手続きとして両国政府間の外交交渉による日米合意に基づくことを第一義とすべきである」とする、日米安保条約の「合意廃棄」案を党の基本方針として承認した⁽²¹⁾。しかし当時の国際情勢下では米国が日米安保条約の廃棄に合意する可能性は極めて低く、この「合意廃棄」論は、日米安保条約が当面存続することへの事実上の容認に他ならなかった。

また民社党は同じ年の12月、「日米安保条約の位置づけについて」と題する文書を発表した。そこでは「安保条約を廃棄すべき理由はほとんど解消した」という前提の下で、「『駐留なき安保』及び『安保条約の段階的解消』という党の長期目標はビジョンとしてそのまま維持しつつも、現行の安保条約の機能を認めつつ、その運用の改善をすすめることに重点をおく」と記していた⁽²²⁾。これは結果として、民社党が「現状において安保条約を肯定的に評価する」という立場を表明するものとなった。

こうした動きに対して『朝日』は翌1976年2月3日付の社説「米国防報告と日本の役割」で、「わが国でも、昨年あたりから、野党の日米安保に対する政策に、条約の継続を認める方向で、微妙な変化が生じている」点について、「それには、おそらく国民の意思の変化が反映されているのであろうが、それを日米の軍事的なつながりの継続を是認したものと受け取ることは正しくない」として、日米安保条約を、「単なる軍事同盟以上のものと見る態度が広がったように思われる」と論じていた。

さらに翌1977年の11月には、「砂川闘争」の舞台となった米軍の立川基地が全面

(21) 『第13回党全国大會議案』95頁。

(22) 『革新』1976年1月号、178-179頁。

返還されるなど、日本の本土内において米軍基地の規模は縮小傾向を示していた⁽²³⁾。また同年、統数研の発表した東京都区部を対象とする世論調査では、日米安保条約に「賛成する」が46%、「わからない」が39%に対して、「反対する」は16%にとどまるなど、世論の安保条約に対する容認の度合いが高まる傾向を示していた⁽²⁴⁾。

その一方で翌1978年11月、『朝日』の発表した「防衛問題に関する世論調査の結果」では、「日本が戦後30年以上も平和だった理由」という問いに、「悲惨な戦争体験」という回答が最多の29%を占めており、「日米安保条約」を挙げたのは18%にとどまっていた。他方で、「日米安保条約は日本のためになっているか否か」という問いには「ためになっている」が49%と「ためになってない」の23%を大幅に上回っていた。しかし、「いざという場合、米国は本気で日本を守ってくれると思うか否か」という問いには、「思わない」が56%と「思う」の20%を大きく引き離していた⁽²⁵⁾。ここからは、「安保条約を、日本を外部からの軍事侵略に対する『抑止力』として評価する一方、その評価は消極的な次元にとどまる」という、日本国民の「とまどい」が示されていた⁽²⁶⁾。

続いて翌1979年10月、自民党は衆議院総選挙で過半数を割り込むという敗北を喫した結果、野党の間には連立政権を樹立しようとする気運が高まった。そして翌1980年1月10日、社会党・公明党・民社党の3党は、連立政権に関しての合意文書を取り交わした。その「政策の大綱」には、「日米安保条約の解消をめざし、当面それを可能とする国際環境づくりに努力する。将来、日米安保条約の廃棄にあたっては、日米友好関係をそこなわないように留意し、日米両国の外交交渉に基づいて（安保条約10条手続きは留保）行うこととする。」という項目を盛り込んでいたものの、安保条約を廃棄した後の安全保障政策を実現する筋道について具体的な論及はなかった⁽²⁷⁾。これに対して『朝日』は同月12日付の社説「『政権構想』をいかす道」の中で、「焦点の安保問題について、三党が当面足並みをそろえるためギリギリの

(23) 『朝日新聞』1977年11月30日。

(24) NHK放送世論調査所編『図説・戦後世論史（第2版）』日本放送出版協会、1982年、169頁。

(25)(26) 『朝日新聞』1978年11月1日。

(27) 日本社会党結党四十周年記念出版刊行委員会編『資料日本社会党四十年史』日本社会党中央本部、1985年、1226頁。

歩み寄りを示して」いるが、「社公民連合が行き詰った自民党政治に代わって何をやろうとしているのか、という全体像がはっきりしない」ために、「綱渡り的な心もとなさ」を感じる、と懸念を示していた。

さらに同年6月、国会が衆参両議院同日選挙に突入すると、野党による連立政権形成の動きは活発化することとなった。その中で社会党の飛鳥田一雄・委員長は、「連立政権を樹立するために必要ならば、日米安保条約に柔軟に対応する」と発言した⁽²⁸⁾。しかし同月22日に行われた選挙の結果、自民党は衆参両院で過半数を獲得して政権を維持し、野党間の連立政権構想は挫折することとなった。同じ月、安保条約は大きな混乱もないままに再び自動延長となった。翌1981年3月にNHKの発表した世論調査の結果では、「日米安保条約が日本の平和に役立っている」という意見が52%に上ったのに対して、「日本に危険をもたらす」という意見は4%に過ぎなかった⁽²⁹⁾。

6 「旧ガイドライン」の成立と『朝日』

その一方で、1977年9月13日には初めての日米防衛首脳定期協議が開かれ、翌1978年の3月に実施された米国軍と韓国軍との合同演習「チームスピリット78」で米軍が日本国内の基地を補給・中継地点として使用するなど、安保条約に基づく日米両国の協力関係は、一層深化する気配を示していた⁽³⁰⁾。

そのような中で同月27日、日米安保協議委員会は、「日米防衛協力のための指針（旧ガイドライン）」を決定した。これは、日米両国が「日米安保条約及びその関連取扱に基づいて日米両国が有している権利及び義務に何ら影響を与えるものと解されてはならない」範囲内で、(1)「(日本に対する)侵略を未然に防止するための態勢」、(2)「日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等」について共同演習・共同訓練及び必要な準備を行い、(3)「日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の日米間の協力」について研究し隨時協議する、と定めてい

(28) 『朝日新聞』1980年6月5日。

(29) 前掲書『図説・戦後世論史（第2版）』、169頁。

(30) 『朝日新聞』1978年3月1日、3月2日、3月6日、3月7日、3月8日。

た⁽³¹⁾。以上の内容が、日本の自衛隊と米軍との協力を前提とする以上、日米安保条約（及びその関連取り決め）の枠組みに準拠した上で実施されるのは事実上明白であった。

この間、『朝日』は1978年3月7日付の社説「米韓合同演習の意味するもの」で、「朝鮮半島で有事の際、在日米軍基地から米軍が出動し、横田などの基地は補給、中継の基地として使用される」場合に、「まず問題となるのは、日本の事前協議制度がどのように運用されるのか」であり、「事前協議制度は、日本が他国の紛争に自動的に巻き込まれるのを防ぐためのもの」であるから、「あらかじめ、どのような事態が起きるのかを今から検討し、日本の対応を用意しておくことが必要である。」と主張した。さらに同年11月29日の社説「日米防衛指針の持つ問題」では、「安保条約の軍事協力関係に対する（世論の）信頼の度合は低い」点を挙げて、日米間の防衛協力が緊密化することを批判した。

しかし、「事前協議」制度の実質は、かつて三木首相が国会で「日本側の返事はイエスもノーもあり得る」と答弁したとおり、日本側の「完全な拒否権」を規定したものではなく、また「旧ガイドライン」も安保条約に基づく日米防衛協力をより具体化するための措置に他ならなかった。従って、安保条約の存在自体を否定しない以上、『朝日』の批判は実効性を持ち得なかった。

そして1980年の2月から3月にかけて、日本の海上自衛隊は米国をはじめとする環太平洋諸国の海軍が参加する合同演習「リムパック」に初めて参加することとなった。これは、旧ガイドラインに定めた日米共同訓練の一環と位置づけられるものであった。

日米安保条約の深化は、以上に述べたような日本の軍事面における協力の拡大にとどまらなかった。やはり1980年の1月、カーター大統領の政権下で公表された米国の国防報告は、「米国がアジアに展開する自国の戦力を他の地域における紛争を解決するために投入する」という「スイング戦略」を採用するとした上で、「沖縄に駐留する米軍の海兵師団や空軍部隊を紛争地点に出動させる」という具体的な構想を明らかにしていた⁽³²⁾。前年の暮れにソ連がアフガニスタンへ侵攻し、また米国

(31) 前掲書『日米関係資料集』964－968頁。

(32) 『朝日新聞』1980年1月30日。

もイランとの間で武力紛争を抱えており、「スイング」戦略が中近東に照準を当てていることはほぼ明白であった。

これに対して日本の国内では、野党を中心に「『日米安保条約の適用する範囲が極東に限られる』という従来の日本政府による解釈を拡大し、日本の基地・施設を利用する米軍は世界中どこへでも出撃できることになるのではないか」という疑問が提起されたが、同年1月29日、大平正芳・首相は国会で「米国の海兵隊が沖縄から単に移動することは、安保条約に照らして何らの問題もない」⁽³³⁾と答弁し、大来左武郎・外相も同年2月1日の参議院予算委員会で「米軍の緊急展開部隊に我が国が基地を提供するのは、直接の戦闘行動でなければ安保条約上問題はない」⁽³⁴⁾と述べていた。

この状況下で『朝日』の同年2月2日付社説「安保運用に確かな歯止めを」は、安保条約に基づく米軍の日本から出動する区域に「関する解釈が、周囲の国際情勢に引きずられて無制限に拡大されて行くのは危険」であり、「安保条約6条と、その実施に関する交換公文（事前協議条項）を取り決めたのは、米国に基地を提供するにあたって、日本とすれば在日米軍の出動区域を極東に限定し、それを事前協議制度で裏づけたい、という考え方による」のであり、「日本が自分の安全に直接かかわりのない紛争に直接巻き込まれたり、一方に手を貸したりすることのないよう願ったからである」と従来通りの指摘を繰り返した。そのうえで、「日本は現行憲法のもとで、独自の平和的な総合安全保障政策を持って」おり、「それにもとづいて（米国に） すべきことははっきりいわねばならない」が、「日本が安保条約の厳密な運用を求めるることは、日米関係を悪化させることにならない」と主張するなど、日本の安全保障に関して、日米安保条約とそれに基づく日米間の協力関係が第一義的な役割を担うという点を容認する姿勢を崩していなかった。

さらに興味深いことに、同じ時期、大平内閣のまとめた「総合安全保障研究」の報告書も、「国際関係は、軍事的手段と非軍事的手段との総合的な組み合わせによって動かされる」とした上で、日本の安全に関しては「日米安保体制を基軸として維持する」と、『朝日』と同じ趣旨の見解を記していた⁽³⁵⁾。

(33) 第91回国会衆議院会議録第4号（1980年1月29日），167－168頁。

(34) 第91回国会衆議院予算委員会会議録第3号（1980年2月1日），12頁。

(35) 総合安全保障研究グループ『総合安全保障戦略』大蔵省印刷局，1980年，45－60頁。

7 安保条約への疑惑と『朝日』

しかし日本政府は日米防衛協力を一層深化させる方向へと踏み込んでいった。1980年6月、「米国防総省と防衛庁の制服組との間で、米軍と自衛隊による共同作戦計画の策定が進んでいる」との情報が流れた。そして作戦計画は、ソ連の対日侵攻への阻止・反撃、朝鮮半島での有事、日本と東南アジアとを結ぶ海上航路の防衛、を対象としている、とされた⁽³⁶⁾。これが日本国内に報じられた直後、『朝日』は同月7日付の社説「日米共同計画のもつ危険性」で、共同作戦計画の策定が「日米安保条約を結んでいる以上、当然といえるかもしれない。」が、「日米安保条約の力点を軍事面におき過ぎることは、日米関係発展のバランスを崩すことになりかねない。」と論じた。そこには、安保条約に日本の安全を依存することに伴って増大する「日本が戦争に巻き込まれる危険」への警鐘が示されていた。

さらに翌1981年5月8日、訪米した鈴木善幸・首相は米国のレーガン大統領と会談し、「日米安保条約に基づいて日本の防衛及び極東の平和と安全を確保するために、日米両国間の『同盟』関係における適切な役割の分担が望ましい」という内容を含んだ共同声明を発表した⁽³⁷⁾。また鈴木首相は首脳会談を終えた後の記者会見で、「わが国が自国の周辺海域数百海里、シーレーン（海上航路帯）で一千海里の防衛に対応するのは、個別的自衛権の範囲に照らして当然だ」という方針を表明した⁽³⁸⁾。実は日本政府は、この共同声明における日本の防衛分担について「何が日本の役割なのかを言う用意ができていない」との理由から具体的に触れない方針を固めており、鈴木の「シーレーン防衛」発言は、いわば「番狂わせ」というべきものであった⁽³⁹⁾。

その一方で鈴木は同じ記者会見で、共同声明が日米両国の関係を『同盟』と表現したことについて、「『同盟』という関係に軍事的な意味はない」と明言した⁽⁴⁰⁾。と

(36) 『朝日新聞』1980年6月6日。

(37) 前掲書『日米関係資料集』1003-1006頁。

(38) 『朝日新聞』1981年5月9日。

(39) 同上、2001年9月4日。

(40) 同上、1981年5月9日。

ころが鈴木が帰国した後、外務省の内部からは「軍事的な関係、安全保障を含まない同盟はナンセンスだ」と鈴木の発言を否定するような見解がマスコミに流れた⁽⁴¹⁾。このような政府内部の混乱は国会も巻き込んだ議論に発展したが、政府が同月13日に「共同声明に『同盟』という表現が明記されたとしても、日米両国は新たに軍事的な結び付きを強化することを意図していない」という統一見解を発表し⁽⁴²⁾、同月16日に伊東正義・外務大臣が「政府内不統一の責任を取る」形で辞任することにより、ようやく收拾するに至った。

こうした事態の推移に際して、『朝日』は同月10日付の社説「『同盟』という名の危険な道」で「長期的見地に立った場合、この（日米間の）友好関係は危険な対米追従の道を滑り出したといわざるをえない。」、同月17日付の社説「伊東外相辞任のもつ重大性」で「かりに首相が、本心から『非軍事的な同盟』を考えていたというなら、共同声明の作成過程で外務当局に指示し、…日本の平和理念を表現させるよう努力すべきだった。」と、それぞれ日本政府の姿勢を批判した。しかしそこには、日米安保条約の存在自体に対する否定的な見解は一切示されていなかった。

そして同月29日、日本政府は社会党からの質問に対する答弁書のなかで、「日本は国際法上集団的自衛権を保持しているが、憲法第9条により自衛権の行使が必要最小限の範囲にとどまるべきものとされているため、集団的自衛権の行使は許されない」とする解釈を発表した⁽⁴³⁾。そこには、鈴木首相の「シーレーン防衛」発言によって浮上しかねない「日本が自衛の範囲を逸脱した軍事活動に乗り出すのではないか」という疑惑を払拭しようとする意図が浮かんでいた。

その一方で同月18日、元駐日米国大使を務めたハーバード大学教授のE・ライシャワーは『毎日新聞』の記者と会見した際、「日米両国政府間の口頭了解に基づき、核兵器を搭載した米軍艦艇の日本への寄港及び日本領海内の通過は日米安保条約に基づく事前協議の対象外とされ、日本政府もそれを事実上黙認してきた。」⁽⁴⁴⁾と発言した（ライシャワー発言）。さらに元米国務省職員のD・エルズバーグ博士も、「少なくとも1976年までは米国海軍の揚陸艦が、核兵器を搭載したまま山口県の岩

(41) 同上、1981年5月13日。

(42) 同上、1981年5月14日。

(43) 佐瀬昌盛『集団的自衛権』PHP新書、2001年、125頁。

(44) 『毎日新聞』1981年5月18日。

国にある米軍の基地の沖合に停泊していた。」⁽⁴⁵⁾と表明した。

このような発表に対して日本政府側は、「新たな対応は考えていない。」⁽⁴⁶⁾と発言するにとどまり、『朝日』は同月23日付の社説「核貯蔵の事実はないか」で、国会对して核持ち込みへの疑惑を解明するよう強く求めると同時に、「日米両国間の言葉のつじつま合わせで事実にフタをするだけでは、いつかは日米関係に破綻が来る。」との懸念を表明した。しかし、そもそも「事前協議」制度の下で日本政府が「核兵器の持ち込みを拒否する権利を持つ」とは明確にされておらず、それは安全保障政策において、「対米自主性を確保しよう」とする日本政府の思惑と「核兵器の所在を一切明らかにしない方針を採用する」米国政府の思惑との「妥協の産物」でもあった。従って、日本政府が「核兵器の日本への通過も持ち込みも一切認めない」という形で「事前協議」制度を運用するよう米国政府に求めた場合に日米関係の悪化する可能性は否定できず、それは『朝日』にとって、万難を排しても回避すべき事態であった。

日米関係を安定させる現実的な方途は、「事前協議」制度の現状を容認すること以外に当面見当たらない。一そうした矛盾に直面する限り、「事前協議」制度の厳密な運用を求める『朝日』の姿勢には、おのずから限界があった。

8 日米防衛協力の強化と『朝日』

翌1982年の3月26日には、来日した米国のワインバーガー国防長官が日本記者クラブでの講演で、日本に対して「1千海里シーレーンを防衛するために海空の防衛力を増強する」ように要求する⁽⁴⁷⁾など、日米両国間の防衛協力は一層強化の傾向を示しつつあった。こうした動きに対して『朝日』は、同月28日付の社説「専守防衛をなし崩しにするな」で、「日米安保条約の変質を意味するシーレーン防衛についての重大な政策が、国防会議での正式な討議も経ないで、対米公約となるようなことは、あってはならない。」と、深刻な懸念を表明した。しかしそこには、こうし

(45) 『朝日新聞』1981年5月23日。

(46) 宮沢喜一・内閣官房長官の発言。同上、1981年5月23日。

(47) 同上、1982年3月26日。

た防衛協力の強化に代わる具体的な安全保障政策案の提示はなかった。

さらに翌1983年1月19日、中曾根康弘・首相（鈴木の後任）はワシントンで米国のレーガン大統領との首脳会談に臨み、「日米両国は太平洋をはさむ運命共同体だ」とする認識を明らかにした⁽⁴⁸⁾。さらに中曾根は首脳会談後、ワシントン・ポスト紙からのインタビューに応じ、「日本は日米安保条約の下で『浮沈空母（an unsinkable aircraft carrier）』の役割を果たす」と強調した⁽⁴⁹⁾。中曾根の訪米する直前に米国の国家安全保障会議の作成した文書には、「首脳会談において日米両国の防衛関係を強調するべきである」との一節があり⁽⁵⁰⁾、中曾根による一連の発言は、そうした米国側の意を汲んだものとなっていた。

続いて同月31日、米国のワインバーガー国防長官は、1984年度の国防報告を発表した。この報告書では、「米国は同盟国との協力による集団防衛態勢を維持し、西欧、日本、韓国に前進展開態勢を維持すると同時に、戦時には緊急展開部隊を派遣し増強する」という構想を明らかにしていた⁽⁵¹⁾。これは前年の2月、米国政府の発表した国防報告の「日本をNATOと同等の軍事同盟関係に位置づける」という内容を具体化するための措置であった⁽⁵²⁾。

こうした動きに対して、『朝日』は同年2月2日、「日本を抱え込む米戦略」という社説の中で、「日米安保条約の基本は、日本が米国に基地・施設を提供し、米国は日本ならびに極東の平和を守ることにある」けれども、「日米両国の軍事力が一体となって、米世界戦略遂行の『前進基地』を構成するということになれば、安保条約の性格も、当然変わらざるを得ない。」ゆえに、「こうした米国の戦略構想を前にして、日本はそれに同調していくだけなのか」と、日本政府の対応を批判していた。しかし、そこには日米安保条約の否定・廃棄論は示されず、依然として「安保条約が日本の安全を委ねる先である」という「安保依存論」を繰り返していた。

一方、社会党は同年11月、公明党と連立政権の樹立を目指す政策合意書を取り交わし、その中で「安保条約に現実的に対処するために協議する」と記し

(48) 同上、1983年1月19日。

(49) 前掲書『日米関係資料集』、1028頁。

(50) National Security Decision No.74. January 17, 1983. 同上、1022-1024頁。

(51) 『朝日新聞』1983年2月1日。

(52) 同上、1982年2月8日。

た⁽⁵³⁾。しかし、その直後の同年12月に行われた衆議院総選挙で自民党は過半数に達しなかったものの新自由クラブとの連立によって政権を維持した。

しかしその後も、安保条約に基づく日米間の共同防衛体制は、「シーレーン有事」への対応等、強化の一途をたどっていった。1986年の2月、衆議院の予算委員会で公明党の矢野絢也・書記長は、「日本の領土・領海・領空は平時（非戦闘状態）だが、公海における海上交通路で日本の船舶が攻撃を受けた場合、米国との協力関係はどのようになるのか」と政府の見解を質した⁽⁵⁴⁾。これに対して防衛庁長官の加藤紘一は、「安保条約第5条に基づいて米国が防衛義務を当然に果たすべき事例ではないが、日本は同条約第4条の隨時協議を用いて米海軍に救援を要請することができる」と答弁した上で、「支援に駆けつける米軍の艦船を自衛隊が護衛するのは、個別的自衛権の範囲で可能である」と発言した⁽⁵⁵⁾。

これに対して『朝日』は同月28日付の社説「防衛論議を実のあるものに」で、「『シーレーン有事』への研究は、『日本の領域内への武力攻撃が、日本近海の海上交通に波及するという事態』への対処を目的としており、『シーレーンでの有事が単独に発生した場合』を想定していない」と指摘し、「この（『日本への武力攻撃』と『シーレーン有事』との）境目があいまいになれば、個別的自衛権と集団的自衛権自体の区分けもはっきりしなくなる危険性が出てこよう」と、強い懸念を表明した。しかし現実の問題として、「シーレーン有事」が「日本の領域内の安全に影響を及ぼさない」と判断し得る明確な基準を提示することは『朝日』にも（そして恐らくは政府・自民党にも野党にも）極めて困難であり、世論もこの点については高い関心を示そうとしなかった。同じ年の7月に行われた衆参両院同日選挙では、日米安保条約のあり方が選挙の主要な争点とはならず、その選挙の結果、自民党は衆議院で結党以来最大の304議席を獲得するという大勝を収め、野党による連立政権構想は再び挫折した。

一方、同じ年の8月24日、戦艦ニュージャージーをはじめとする米海軍の軍艦3隻が日本に寄港することとなった。それらにはいずれも、「核巡航ミサイル・トマホークを搭載しているのではないか」という疑惑がもたれていた。同じ日、『朝日』

(53) 前掲書『資料日本社会党四十年史』、1356頁。

(54)(55) 第104回国会衆議院予算委員会議録第4号（1986年2月6日）、17頁。

は田中角栄内閣で外務大臣を務めた木村俊夫（1983年に死去）が生前に残していた「日本への核持ち込み」に関する発言の内容を公表した。それは、ラロック証言（前出）の問題化した1974年の秋、田中内閣が「米国の艦船が核を積んだまま日本の領域内を通過・寄港している事実を認めた上で、今後は事前協議の上で米国艦船の核つき寄港等限定的な核持ち込みを容認する（非核三原則をいわゆる二・五原則化する）」という方針を米国側と交渉した結果、内々で合意したものの、本格的な交渉に入る前に田中内閣が総辞職したために、この構想が挫折した、というものであった⁽⁵⁶⁾。

さらに『朝日』は同日付の社説「トマホーク時代の不安」で、「非核三原則を国民に約束している以上、（日本）政府はニュージャージーのトマホークが非核用である旨の確約を、もっと強く米側に求めるべきではなかったか。」「（米ソ）両国は核巡航ミサイルだけでも廃棄してもらいたい。」と主張していた。しかしそこに、「事前協議」制度を実効性あるものとしたり米軍の「核抑止」に代わって日本の安全を保障するための具体的な構想は示されていなかった。また上述した木村の発言に対して、当時の日米両国政府の関係者は、「田中首相と木村外相との間でそんな話があったとは聞いていないし、事実としてあったのかどうかも聞いていない」（当時内閣官房長官を務めていた二階堂進）、「わたしの記憶の限り、非核二・五原則といった問題が日米間の交渉の対象になったことはない」（当時の駐日米国大使J・ホッドソン）と、それぞれ否定的な見解を述べた⁽⁵⁷⁾。

9 安保条約の転換期と『朝日』

翌1987年8月、社会党は、安全保障・防衛政策に関する新しい見解を発表した。そこでは、「日米安保条約は現行憲法に違反するが、それが現実に存在すると言う事實を認めた上で、同条約の国民生活に与える影響について実態調査を行い、20世紀末までに安保条約を日米友好条約に締結し直し、『非武装を実現する』という党の究極的な目標に向けて改革の道筋を具体化する」と記していた⁽⁵⁸⁾。

これに関して『朝日』は、同月22日付の社説「社党の現実直視を評価する」で、

(56)(57) 『朝日新聞』1986年8月24日。

(58) 同上、1987年8月20日。

「かつての安保廃棄論やアメリカ帝国主義論と比較すれば、姿勢の変化は明らかだが、友好条約の中身は何か、安全保障のよりどころをどこに求めるのか、といった様々な疑問が出てくる。」として、「こうした問題に答える肉付けが重要であろう。」と評していた。

さらに、1988年1月、竹下登内閣の瓦力・防衛庁長官と米国のカルーチ国防長官はワシントンで会談し、「日米防衛協力のための指針（前出の旧ガイドライン）」に基づいて「日本有事の際に重装備の米軍部隊の来援を可能にするための研究」に着手することで合意した⁽⁵⁹⁾。これは日本への武力攻撃に備えて、戦車等を日本の本土に集積したり、米軍の部隊を輸送するために日本の民間機や輸送船を調達すること等の具体化を目指すものと言われた。

この動きに対して『朝日』は同月21日、「なぜいま米軍来援の研究か」と題する社説で、「米軍の来援に対し、受け入れ国側が提供する支援（ホスト・ネーション・サポート）は、民間航空による輸送、施設の保安などのための民間部門からの労働力の提供、米軍が展開する地域の住民の立ち退き、道路の封鎖など、極めて多岐にわたっている。」が、「わが国は平和憲法のもとで、専守防衛、つまり限定された本土防衛に徹することを基本としている。」ゆえに、「米国との緊密な防衛関係は大切だが、軍事的な協力関係を深めていくことには、あくまでも慎重でなければならない」と、深刻な懸念を表明した。

これに対して防衛庁は、「日本の防衛方針が防衛計画大綱で、①限定的小規模な侵略については原則として独力で排除②独力の排除が困難な場合に米国からの協力を待って排除する」としているのだから、『速やかな米軍の来援』のための研究は、やるべきだ」という表向きの論理を崩そうとはしなかった⁽⁶⁰⁾。日本政府は安保条約を何よりも、「米軍によって日本を外部からの大規模な武力攻撃から守るための手段」とする方針を維持し続けよう試みていた。

10 安保条約をめぐる国内論争と『朝日』

ところが自民党は1988年に浮上した「リクルート事件」等の影響で支持率が低下

(59)(60) 同上、1988年1月20日。

し、翌1989年7月の参議院選挙で過半数を大きく割り込むという大敗を喫した。これを契機として野党の間には連立政権を樹立しようとする気運がまたも高まり、社会党・公明党・民社党等は政策を調整するための協議に着手した。そこで焦点となつたのは、日米安保条約をはじめとする安全保障政策であった。

この状況に際して『朝日』は、同年8月18日付の社説「安保論議の好機だ」において、「日本の安全をどうやって守っていくか」を「じっくりと論議するにふさわしい時期がやっと訪れてきたようだ。」と肯定的に評価した。その上で、「まず、日米安保体制の内容を吟味せずに、機械的に是非を論じ、黑白を決するやり方は避けたいものだ。」とした上で、「安保（条約）を絶対視したり、あるいは連立政権を語るときにこれを踏み絵にするやり方は、多分に硬直した姿勢といわなければならぬ。」が、「他方で、安保条約の即時廃棄論も硬直にすぎる。」ので、「参院で与野党が逆転している時期に、安保体制のどこに問題があるのか、徹底的に話しあってみてはどうか。安保条約の廃棄を論じるのは、それからあとでも遅くはあるまい。」と記した。

しかし、野党各党は安保条約への対応をめぐって意見が一致せず、連立政権の具体化する作業は遅々として進まなかった。結局、翌1990年2月の衆議院総選挙で自民党は解散前とほぼ同水準の286議席を獲得して引き続き政権（海部俊樹内閣）を担うこととなり、野党による連立政権の構想は今回も実現せずに終わった。そしてこの間、自民党と野党の間においても、日米安保条約のあり方をめぐる議論が十分に行われることはなかった。

同じ年の4月19日、米国政府（ブッシュ大統領）の作成した「アジア太平洋地域の戦略的枠組み」という報告書には、「日本に米軍の前線基地を長期間にわたって維持するのは、日本の地政学的な条件に照らして米国の利益になる」とした上で、「日本を他の西側同盟国と共に、国際的に重要な地域の安定に貢献するよう奨励することが、対日政策の重要な要素となる」と記していた⁽⁶¹⁾。米国は、前年の12月にソ連との間で「冷戦の終結」を宣言したことに伴い、日米安保条約を「米国の対アジア安全保障政策にとっての重要なくさび」と位置付け、日本をアジア太平洋地域の安全保障体制に従来よりも深く関与させる方針を固めていた。

(61) 前掲書『日米関係資料集』、1173-1185頁。

そして同年6月23日、日米安保条約は三度目の自動延長を迎えた。『朝日』は同じ日、「いま『安保』を考える」と題する社説を掲げ、「われわれは、安保条約即時廃棄論が現実的だとは思わないし、性急な自主防衛論には当然のことながら賛成できない。」と「同時に、外的要因の変化に目をつむり、ひたすら現体制にしがみついて、自主性を欠き柔軟性を失った安保絶対堅持論にもくみしない」とした。そのうえで、「アジア諸国からは、米軍撤退後のアジアに生じる『力の真空』域に自衛隊が入り込まぬよう、日米安保体制で日本を抑え込んでほしい、との意向が伝えられている。」ゆえに、「現安保体制が抱える問題を見直すと同時に、安保条約の存在で安心感を得ている国々に配慮した柔軟な対応が必要である。」と主張していた。これは裏を返すと、「日米安保条約によって日本が自衛以外の責務を負わぬようになせよ」という主張でもあった。

さらに同じ日、社会党の山口鶴男・書記長は、「日米安保条約の積極面を活用・拡大し、軍事協力・強化面を縮小し、質的な転換を目指す」という談話を発表した。これは、「社会党を含めた野党間による連合政権の下で安保条約が維持・存続する」という状態を容認するのみならず、「将来は社会党独自の政策として安保条約の容認を打ち出す」可能性を示したものであった⁽⁶²⁾。

ところが、この談話に対しては社会党内から、「党の基本政策をなし崩し的に変更するのは許されず、撤回すべきだ」という強い批判が続出した⁽⁶³⁾。こうした社会党の動きに対して、『朝日』は同年7月4日付の社説「社会党は開かれた論争を」の中で、「抵抗政党から対案を出す政党に脱皮することが、新宣言採択以来の社会党の新しい行き方だったはず」であり、「安保論争でも脱皮ぶりを党内外に示してもらいたい。」と記す一方、「党外から見ると、社会党の安全保障政策は現実論と原則論が混在し、次第に輪郭がぼやけていく印象がある。」と、社会党の姿勢に強い懸念を表明していた。そして実際、社会党が日米安保条約に対して明確な代案を提示する時は、ついに訪れるることはなかった。

さらに同時期、世論の安保条約に対する姿勢にも否定的な変化は見られなかった。同年9月、『毎日新聞』の実施した世論調査結果では、「日米安保条約が日本の安全

(62) 『朝日新聞』1990年6月23日。

(63) 同上、1990年6月28日。

に役立っているか」という問い合わせの回答として、「役立っている」は50%に上り、「役立っていない」の10%を大きく引き離していた。また「安保条約を今後どうするか」という質問に、「廃棄する」と答えた割合は4%に過ぎなかった⁽⁶⁴⁾。

11 結論

結局、この時期の『朝日』は、安保条約に対する「条件付き容認」論を従来どおり標榜するだけで終始していた。それは、安保条約を日本の平和を守るように効果的に運用せよ」という日本国民の意思を反映し啓発する面を持っていた。しかし「極東の範囲の明確化」や「事前協議制度の強化」等、同紙の掲げる「安保条約を容認するための条件」を実現するための具体案は依然として示されず、安保条約は「日本の対米防衛義務を欠落させている補償措置として米国に基地を提供する等の便宜を図る」形を残したまま、自動延長を繰り返すこととなった。

こうした状況の下で、社会党等安保条約反対勢力の中からも、安保条約を容認するような動きが表れていた。しかし他方、米国政府は日本に、対米軍事協力の強化を要求するようになっていた。これに対して日本政府は、米国による対日防衛を維持するために、「極東の範囲」・「事前協議」制度等を柔軟に解釈する手段によって米国からの要求に応じた。

こうして安保条約に基づく日米両国間の防衛協力は、期限の延長や適用範囲の拡大にとどまらず、部隊の共同作戦運用といった内容面での強化・拡大を一層促進させることとなった。それは日本政府の総合安全保障論に見られたように、「軍事力の位置づけを困難にする」ような形で日米安保条約を運用した当然の帰結でもあった⁽⁶⁵⁾。

さらに、沖縄の返還後も同地に残る米軍基地と、1990年代以降に顕著となった安保条約における目的の変質が、『朝日』の安保条約への姿勢に大きく影響することとなった。

(64) 内閣総理大臣官房広報室編『平成3年版・世論調査年鑑』大蔵省印刷局、1993年、462頁。

(65) 同様の指摘は、中西寛「日本の安全保障経験—国民主権論から総合安全保障論へ—」『国際政治』第117号、1998年、150-155頁。